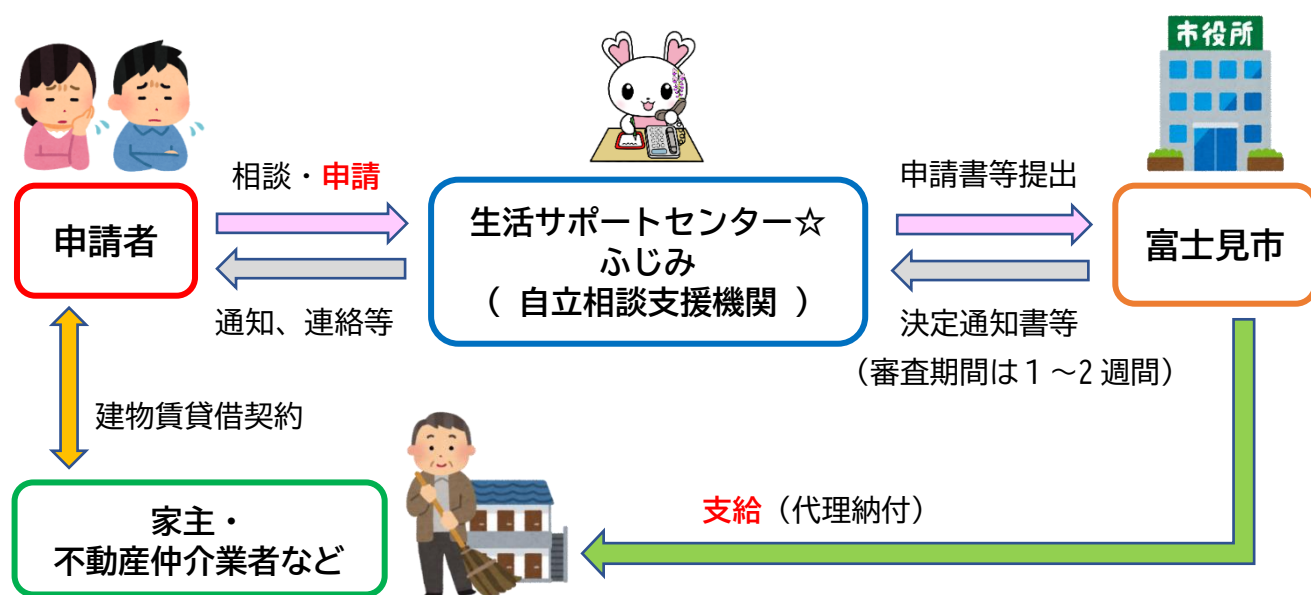


住居確保給付金について

(新型コロナウイルス特例期間用 / 2022 年 4 月 26 日付要件緩和版)

離職・廃業から2年以内の方、新型コロナウイルスの影響などによる休業等で減収されている方を対象に、各市区町村が定める家賃相当額(生活保護制度の住宅扶助額)を原則3ヶ月間、最大9ヶ月間(延長2回まで)支給する制度です。新型コロナウイルス特例期間中はさらに3ヶ月間の再支給申請(合計12ヶ月)も可能となっています。なお、給付金は市区町村から賃貸住宅の家主や不動産仲介業者等へ直接支払われます(代理納付)。



* 家主・不動産仲介業者等との連絡はすべて申請者が行う。

申請・相談窓口

富士見市社会福祉協議会 生活サポートセンター☆ふじみ

〒354-0026 富士見市鶴瀬西 2-4-19

TEL 049-265-6200

申請や受給には要件がありますので、まずはお電話でお問い合わせください。
現在のご状況をお伺いし、制度や必要書類などをご説明させていただきます。
新型コロナウイルス感染対策のため、来所での相談は予約制です。

- 事業用物件、店舗等は対象外です。ただし、店舗兼住宅の場合は賃借契約書等に店舗部分と住居部分が区別されて記載されていれば、住居部分のみ対象になります。また、契約書に記載がない場合でも、面積按分等を行って住居部分を算出しても構いませんが、賃借人が法人名義の場合は対象となりません。
- シェアハウスなどの共同住宅の場合は対象外です。同居等の場合は、生計を同一にしており、世帯として認められる状況であれば対象になることがあります。
- 受給は一度のみです。過去に富士見市以外で受給されていた場合も含まれます。

1. 申請できる方

- (1) 世帯内で主たる生計維持者である申請者が、Ⅰ.Ⅱのいずれかに該当すること。
Ⅰ. 離職・廃業後2年以内である。
Ⅱ. 個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している。
- (2) 申請する月の世帯収入合計額が市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」）と家賃（上限あり）の合計額を超えていないこと。（別表1参照）
- (3) 申請時の世帯の預貯金合計額が各市町村で定める額（基準額の6ヶ月分）を超えていないこと。（別表1参照）
- (4) 申請後、受給するための要件（別表2参照）をすべて満たせること。

富士見市の定める額（別表1）

5人世帯以上のお問い合わせください。

↓以下は月額	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
① 世帯収入の上限額 (家族全員の収入)	124,000 円	175,000 円	213,000 円	250,000 円
【1】 収入が①と②の間の場合は、収入に応じて④家賃が一部支給になる				
② 基準額	81,000 円	123,000 円	157,000 円	194,000 円
③ 世帯資産の上限額 (家族全員の預貯金等)	486,000 円	738,000 円	942,000 円	1,000,000 円
④ 支給家賃の上限額 (共益費、管理費は除く)	43,000 円	52,000 円	56,000 円	56,000 円

*『収入』とは、給与（社会保険料等天引き前の総支給額。交通費支給額は除く）の他、各種手当（児童手当など）、年金、雇用保険等の給付（失業給付など）、休業補償、養育費等をいう。

なお、新型コロナウイルス関連の給付金や貸付金等は収入に含めない。

*新型コロナウイルス特例期間のみ、職業訓練給付金の支給を受けている場合も申請可。

*申請した月に支払う分の家賃から対象。滞納分や支払い済みの家賃、駐車場代は対象外。

*家賃が④支給家賃上限額を超えていた場合も、④の範囲内の支給となる。

*世帯収入額 が ②基準額 を超えるが①世帯収入の上限額を超えない場合は、

『 ②基準額 + 実際の家賃額（共益費・管理費除く） - 世帯収入額 』 の計算式で算出される。

（例）単身世帯、家賃 50,000 円、収入 90,000 円 の場合

$$\begin{array}{ccccccc} 81,000 \text{ 円} & + & 50,000 \text{ 円} & - & 90,000 \text{ 円} & = & 41,000 \text{ 円} \\ \text{②基準額} & & \text{実際の家賃} & & \text{世帯収入} & & \text{支給額} \end{array}$$

2. 受給するための要件（別表2）

あなたの 状態	必要とされる要件（誠実かつ熱心に求職活動を行って常用就職を目指す）				
	自立相談支援 機関との相談 (月1回以上)	ハローワーク への求職申込	ハローワーク での職業相談 (月1回以上)	企業等への 応募 (月1回以上)	支援プランに 沿った活動
離職・廃業	必須	必須	必須	必須	任意
休業等	必須	任意	任意	任意	必須

*毎月末までに要件を満たして各種報告書等を提出。活動や報告を怠った場合は支給中止となる。

*『常用就職』とは、6ヶ月以上の雇用が見込まれ、生計維持が可能な収入を得られる就職のこと。